

議第33号

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく
幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保
連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年滋賀県条例第72号）
の一部を次のように改正する。

付則第4項中「10年間」を「12年間」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。